



一般財団法人京都ユースホステル協会

国内手配旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、一般財団法人京都ユースホステル協会（京都市右京区太秦中山町29番地宇多野ユースホステル内観光長官登録旅行業1928号（一社）日本旅行業協会正会員、以下「当協会」といいます。）この旅行に参加されるお客様は当協会と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当協会がお客様の委託により、お客様のために代理・媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当協会旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当協会約款」といいます。）によります。
- (4) 当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当協会の債務の履行は終了致します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当協会がその義務を果たした時には、当協会所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）をお支払いいただきます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当協会又は当協会の受託営業所（以下「当協会ら」といいます。）にて当協会所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、当協会が別に定める料金の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当協会らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立いたします。
- (3) 当協会らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当協会らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当協会らに申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当協会らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (4) 旅行契約は、電話による当協会が契約締結を承諾し、申込金を受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他通信手段でのお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当協会らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。
- (5) 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当協会が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。
- (6) 旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（eチケット、ホテルクーポン等を含む）をお渡しする場合、当協会が口頭によりお申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。
- (7) 当協会らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (8) 契約責任者は、当協会らが定める日までに、その団体・グループを構成する旅行者「以下「構成員」といいます）」の名簿を当協会らに提出しなければなりません。
- (9) 当協会らは、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (10) 当協会らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3.申込条件

- (1) 申込時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発空港までの付添いや到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- (3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨旅行の申込時にお申出ください。当協会は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合や、運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- (5) その他当協会の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4.旅行代金のお支払い

- (1) 「旅行代金」とは、当協会が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当協会所定の旅行業務取扱料金（変更手続き料金及び取消手続き料金を除きます。）をいいます。
- (2) ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- (3) 当協会は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

5.当協会の責任

- (1) 当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当協会は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - 1) 天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、または搭乗を拒否された場合。
 - 2) 航空会社の過剰予約受付（オーバリーブッキング）により、予約を取り消され又は搭乗を拒否された場合。
 - 3) お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時刻の確認を怠ったために、予約を取消され航空券が無効になった場合。
 - 4) お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合。
 - 5) お客様が航空券等の紛失及び盗難に遭われた場合。
 - 6) その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当協会が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

6.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

7.通信契約による旅行条件

当協会らは、当協会が発行するカード又は当協会が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当協会が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当協会らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当協会らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当協会らはその通知を発した時に成立し、当協会らが e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当協会らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当協会らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当協会らは通信契約を解除し、当協会らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は旅行業務取扱料金のうち取消料と同額の違約料を申し受けます。

8個人情報取り扱い

一般財団法人京都ユースホステル協会（以下「当協会」といいます。）及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者（以下「販売店」といいます。）、「当協会」及び「販売店」を指して当協会らといたします。

- (1) 当協会らは、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当協会の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当協会及び当協会と提携する企業や団体の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。
- (2) 上記 2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該する契約書面に記載する旅行申込窓口宛にご出発の10日前までにお申し出ください。（注：10日前が水・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい）
- (3) 当協会らはお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、当協会らの営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当協会個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します
- (4) 当協会は、個人情報の取扱を委託することがあります。

- (5) お客様は、当協会の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は当協会総務部となります。
- (6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者（総務部長）

問い合わせ先窓口：当協会総務部

電話：075 - 462 - 2312 FAX：075 - 462 - 2289 E-mail：kyh@yh-kyoto.or.jp

営業時間：10:00～18:00（水曜日・日曜日・祝日を除く）

9.手配旅行約款について

この条件書に定めない事項については当協会旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

当協会の旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求下さい。当協会旅行業約款は、当協会ホームページ（<http://www.yh-kyoto.or.jp>）からもご覧になれます。

10.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、契約書面に明示した日となります。